

令和 8 年度 公文書開示（6 月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 5. 20	R8. 6. 3	令和 8 年 3 月 1 日から令和 8 年 5 月 1 5 日までに、請求者（〇〇）が「都民の声」等を通じて東京都に対して提出した一切の要望・苦情・意見等に係る以下の内容の公文書 1. 当該要望・苦情等が都民の声受付課等の受付部局から監査事務局へ回付・受付された事実、およびその日付・ルートが確認できる一切の文書（回答書、受付簿、決裁文書、通信記録等） 2. 当該要望・苦情等に関し、監査事務局と都の他の局・課との間で交わされた一切のやり取りが記録された文書（協議書、照会書、回答書、メールの写し、打合せ記録、復命書、議事録等）					1										・ 開示しないこととする根拠規定 東京都情報公開条例第 1 0 条に該当するため ・ 当該規定を適用する理由 開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定の個人が「都民の声」等を通じて東京都に対して要望・苦情・意見等をしているか否かという東京都情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報を公にすることとなるため、同条例第 1 0 条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	監査事務局総務課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。